

別表 1

次世代交付金要綱に基づく施設整備事業に係る補助金の基準額の算定方法

国交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1 又は別表 1－2 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 を乗じた額を基準額とする。

別表 1－1

算定基準（創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備）

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
施設整備	本体工事費	別表 2 に掲げる 1 施設当たり交付基礎点数を基準とする。	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（別表 1－3 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。） ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

別表 1－2

算定基準（大規模修繕、その他特別な工事費）

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
施設整備	本体工事費	大規模修繕等、その他特別な工事費については、市長が必要と認めた点数とする。ただし、第 4 欄に定める対象経費の実支出額を 2,000 で除して得た点数がこれに満たないときは、実支出額を	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（別表 1－3 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。）。

		2,000 で除して得た点数とする。 耐震化等整備事業における大規模修繕等については、次のいずれか低い方の価格を基準に市長が必要と認めた点数とする。 (1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り (2) 工事請負業者 2 社の見積りを比較して、低い方見積り	ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
--	--	--	---

別表 1－3

補助金の対象除外

(1) 土地の買収又は整地に要する費用 (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用 (3) 職員の宿舎に要する費用 (4) その他施設整備費として適当と認められない費用

別表 2

交付基礎点数表

■補助金要綱に定める事業（児童福祉施設等）

	単位	点数
地域子育て支援拠点事業所	1 施設当たり	15,399
一時預かり事業所	1 施設当たり	15,399

- (注) 1 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（こ成事第 433 号令和 5 年 8 月 22 日）によるものとする。（小数点以下切り捨て）
- 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。